

大田市告示第64号

大田市中心企業等活性化総合支援事業補助金交付要綱（平成17年大田市告示第94号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月24日

大田市長 楫野弘和

第6条中「チャレンジ」及び「又は「2 商品パッケージ改良支援事業」」を削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第3条関係）

補助事業の名称	補助事業の内容	補助対象経費	補助率及び限度額
1 新商品開発支援事業	事業者が市内の地域資源を使った6次産業化、農商工連携又は異業種連携による商品開発及び地域資源のPRを目的とした商品のパッケージ改良等に取り組む経費	原材料等購入費、機械装置又は工具器具等の購入費、試作、改良、借用又は修繕に要する経費、外注加工費、技術指導受入れ費、検査費、研修費、旅費宿泊費（1名分）、会場使用料、デザイン委託費、デザイン購入費その他市長が特に必要と認める経費	当該補助対象経費の3分の2以内、限度額50万円
2 販路開拓支援・販売促進支援事業	地域資源を活用した商品の展示会・商談会への出展や通販サイト立ち上げ等の新たな販路開拓や販路拡大に要する経費	出展料、展示装飾、宣伝用印刷物のデザイン委託費、宣伝用印刷物のデザイン購入費、出品物運搬料、旅費宿泊費（1名分）、通販サイト立ち上げ委託費その他市長が特に必要と認める経費	当該補助対象経費の3分の2以内、限度額30万円
3 産業財産権取得	事業者が新規性のあ	出願費用、弁理士費用、書類	当該補助対象経

支援事業	る商品の特許、実用 新案、商標、意匠登 録等に要する経費	作成費、通信費、先行技術調 査費その他市長が特に必要と 認める経費	費の2分の1以内、 限度額5万円
4 外国人市内消費 拡大支援事業	市内等に居住する外 国人の地域内消費促 進に取り組む経費	デザイン委託費、デザイン購 入費、印刷製本費、翻訳費、 備品購入費、広告宣伝費その 他市長が特に必要と認める経 費	当該補助対象経 費の2分の1以内、 限度額5万円
5 中心市街地活性 化イベント等支援 事業	駅通りでのイベント 開催や賑わい創出に 繋がる取り組みに要 する経費	会場使用料、通信運搬費、広 告宣伝費、感染症対策に係る 経費、講師等への謝礼金、そ の他市長が特に必要と認める 経費	当該補助対象経 費の3分の2以内、 限度額30万円

様式第1号の2を次のように改める。

様式第1号の2（第4条関係）

【全事業共通】

事業計画書

〈申請者の概要〉

申請者	企業名				
	代表者名				
	所在地				
	担当者	役職		氏名	
	主な業種				
	連絡先	電話		e-mail	
	資本金				
	従業員数				
	経営状況	年 月～ 年 月		年 月～ 年 月	
	※直近2期の財務諸表により作成すること。	売上高		売上高	
		経常利益		経常利益	
総資本			総資本		
自己資本			自己資本		

〈補助事業の計画内容〉

事業名	
実施期間 ※事業開始日、事業完了日について	

も記載すること。	
事業費	補助事業総額 円 (補助金交付申請額 円)
事業内容	
事業の目的	
市場性・ 売上の見通し	
事業実施により期待される効果	
実施体制	

* 「1 新商品開発支援事業」について申請する場合は、別紙「新商品開発支援事業 事業計画書」をあわせて作成すること。

* 本事業によって新たに市内において雇用の創出を伴い事業化を目指す個人又は団体にあっては上記に準じた目標及び事業化に向けた具体的スケジュールを説明すること。

様式第1号の2（第4条関係）

別紙【新商品開発支援事業を申請する場合に記載】

新商品開発支援事業 事業計画書

■開発商品の概要		
①小売価格（税別）	円	
②卸売価格（税別）	円	
③規格		
④パッケージ仕様		
食 品 の み	⑤賞味期限	
	⑥流通形態	常温・冷蔵・冷凍・その他（ ）
	⑦保存方法	
■新規性・革新性		
※新規開発のポイント、独創性・革新性・独自性もしくは技術的に優れている点について		

■ 事業計画

※開発に至った動機・経緯・必要性、進行状況、事業化における課題と解決方法について

■ 実施体制

※原材料の仕入先・生産体制・販売体制について

※事業を実現するための技術・人材・社内体制について

※協力・提携（予定）企業及び役割分担について

■市場性・競争力

※市場のニーズ、他類似商品との差別化・優位性について

※販売ターゲットや、販売対象市場に対する販売戦略について

※予想利用率、予想単価について

■地域経済に対する貢献・波及効果、雇用効果

■事業スケジュール									
具 体 的 な 実 施 内 容	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月

*開発、改良する商品のイメージ（画像等）があれば添付すること。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。